

国保年金課から大切なお知らせ

国民健康保険税の納税通知書・決定通知書を7月中旬に送付します

皆さんに納めていただく保険税は、保険医療機関などへの医療費の支払いに使われる国保運営のための重要な財源です。必ず納期限までに納付しましょう。

◆所得申告はお済みですか？

世帯内の被保険者全員と世帯主の所得金額の合計が軽減基準額以下の場合、均等割額および平等割額が軽減されますが、世帯の被保険者のなかに所得の状況が不明な方がいる場合は軽減の対象となりません。所得申告が必要な方は、必ず申告してください。

◆通知書をご確認ください

窓口で納付される方、口座振替により納付される方には、納税通知書を送付します。すでに年金天引きで納付されている方には、決定通知書兼特別徴収開始通知書を送付します。

◆特例対象被保険者等の負担軽減措置について

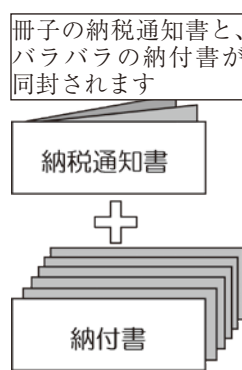
会社都合など、特定の理由で離職された方について、左の表の要件に該当する場合、保険税が軽減されます。届出がまだお済みでない方は、必ず届出をしてください。

該当要件	①離職日が平成24年3月31日以後であること。 ②離職日において、65歳未満であること。 ③「特定受給資格者」及び「特定理由離職者」(「雇用保険受給資格者証」の離職理由コードが次のいずれかの番号)であること。 【11.12.21.22.23.31.32.33.34】
算出方法	対象者の前年所得のうち、給与所得を30/100として算定。
届出に必要なもの	①雇用保険受給資格者証(原本) ②印鑑(朱肉を使うもの)
届出場所	市国保年金課(2階 2番窓口)および本納支所

※平成24年3月31日から平成25年3月30日の間に離職し、届出をして平成24年度国民健康保険税にこの軽減が適用された方については、平成25年度分は改めて届出をしなくても自動的に軽減が適用されます。

納付する時の注意点について

納付書は納期別に一枚ずつ切り離された状態で、納税通知書と一緒に封入し送付します。



納期ごとに納付する場合、順番を間違えないようにご注意ください。

また、全期一括納付用の納付書は廃止しました。まとめて納付する場合は、納付する各期の納付書を全てお持ちください。

納付場所や、注意事項等の詳細は、納税通知書でご確認ください。

新しい後期高齢者医療の保険証をお送りします

後期高齢者医療保険に加入している方へ、8月1日からご使用いただく保険証を7月中旬に送付します。

市窓口での受け取りを希望される場合は、7月5日(金)までに、市国保年金課高齢者医療係へお電話にてご連絡ください。

負担区分の見直しについて

毎年8月1日現在の加入者について、世帯状況と前年所得にもとづき負担区分(※)判定を行っており、この判定された負担区分は8月1日から適用されます。

負担区分判定の結果、医療費の自己負担割合に変更が生じる方には、負担割合(1割負担、3割負担)が変更された保険証を送付します。8月1日以降に医療機関に行かれる際は、必ず新しく送付のあった保険証を提示してください。

※負担区分とは：医療費の自己負担割合や高額療養費の自己負担限度額等を決めるための区分です。

平成25年度後期高齢者医療保険料額を7月にお知らせします

◆すでに年金天引き(特別徴収)されている方

すでに仮徴収額により保険料が年金天引きされている方には、7月中旬に保険料額の決定通知書を送付します。

この決定通知により確定した保険料額から、仮徴収額として納付した額を差し引いた残りの保険料額を3回に分けて、10月、12月、翌年2月の年金から天引きします。

なお、すでに納付した額が確定した保険料額を超過している場合、超過分は別途通知のうえ還付します。

◆それ以外の方

保険料額の決定通知書と納入通知書(納付書)を7月中旬に送付します。金融機関などで各納期限までに納付してください。

お問い合わせは、

市国保年金課(2階)

☎(20)1503、FAX(20)1600へ。